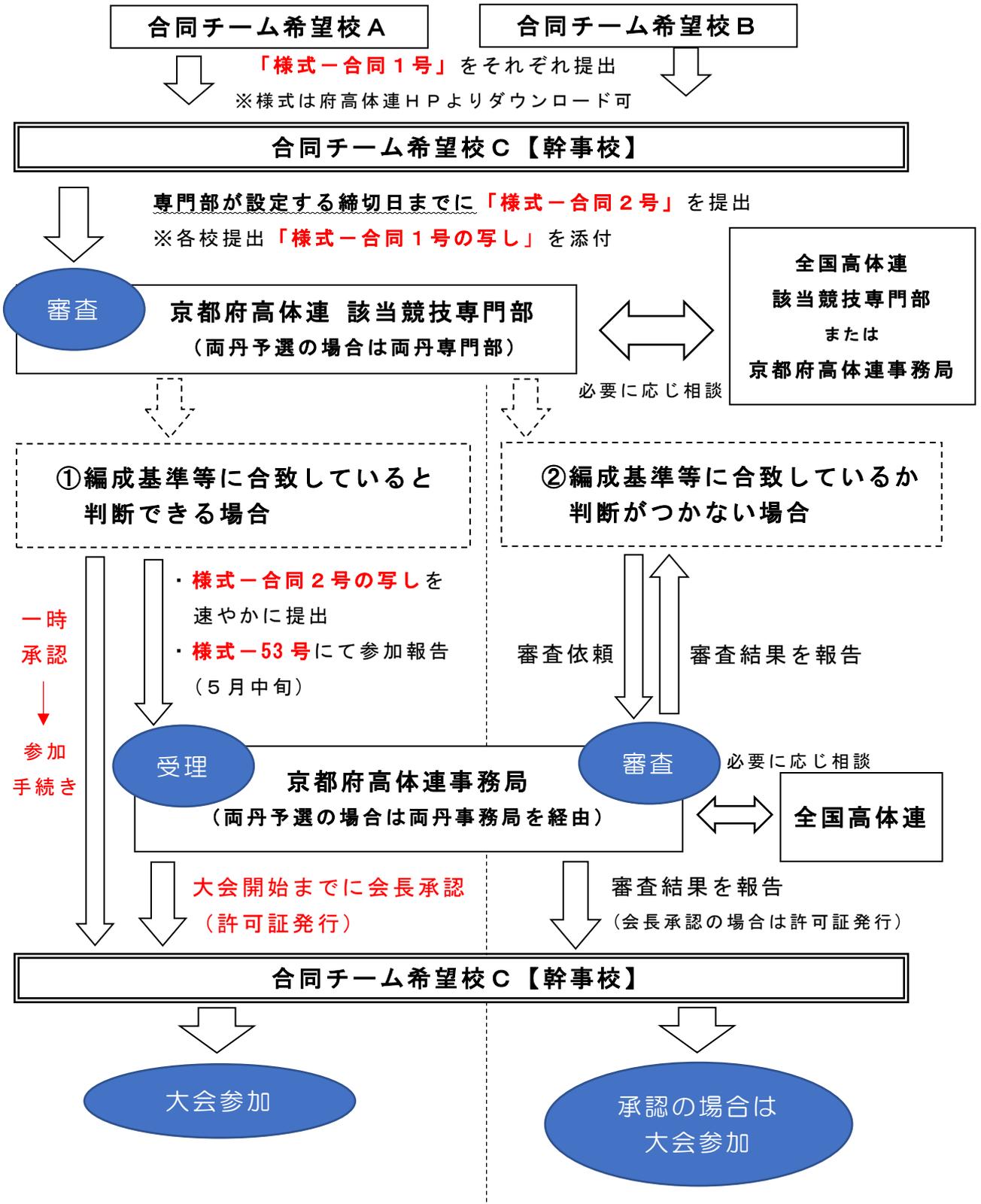


【別紙 1】

京都府高等学校体育連盟 部員不足に伴う複数校合同チーム  
大会参加申請手続き要領について

※ 3校による合同チーム編成を希望する場合

はじめに・・・編成基準や提出方法等について、学校から専門部へ確認・相談



【別紙 2】

【部員不足に伴う複数校合同チーム大会参加申請に係る留意事項】

京都府高等学校体育連盟

- (1) **各校**は、学校長の責任の下、チームの強化のみを目的とした勝利至上主義的な発想による合同チーム編成とならないよう留意すること。
- (2) **各校**は、部員不足に伴う複数校合同チームを編成し、全国高校総体予選への出場を希望する場合、必ず申請前の段階で専門部へ相談すること。専門部は必要に応じ、全国高体連専門部または府高体連事務局へ相談すること。  
なお、申請にあたっては、審査に時間を要する場合があるため、日程に余裕をもって行うこと。
- (3) **各専門部**は、「様式－合同 1 号」または「様式－合同 2 号」の代わりに、別の様式による手続きを各校へ依頼することも可とする。ただし、次の条件を満たす様式に限る。
  - ①申請書の宛名部分（左上）には「京都府高体連会長」及び「京都府高体連該当専門部長」の 2 者が記載されていること。
  - ②当該学校長の押印欄があること。
  - ③合同チームの名称と、申請日時点の各校選手数を記載する欄があること。
  - ④引率責任者の氏名と、学校における役職名を記載する欄があること。
  - ⑤当該合同チームの連絡責任者（幹事校顧問等）が分かる様式であること。
  - ⑥当該合同チームの編成期間を記載する欄があること。
- (4) **各校**は、全国高校総体以外の大会（全国選抜大会の予選大会等）から新たに合同チームを編成し、出場を希望する場合、主催団体等が定める大会参加資格を確認すること。確認の結果、全国高校総体に準じて、府高体連会長の承認が必要となる場合は、全国高校総体予選参加時の要領に準じて申請を行うこと。
- (5) **各校**は、（公財）全国高等学校体育連盟「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」(2)-④に定められた特例に基づき、翌年度に部員不足を解消した後も合同チーム活動の延長を希望する場合、年度当初の選手登録時に「様式－合同特例」を、該当校長連名にて専門部へ提出すること。専門部は提出された書類に不備がなければ、写しを事務局へ提出すること。  
なお、特例による出場が認められた場合、「様式－合同 1 号」及び「様式－合同 2 号」の提出は原則不要とする。
- (6) **各校・各専門部**とも、書類の提出方法は、郵送の他、PDF 等によるメール提出も可とする。